

事務連絡
平成23年3月23日

各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う人的協力について

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う人的協力については、各教育委員会において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。

標記に関し、平成23年3月22日付けで総務省自治行政局公務員部長より別添のように「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」通知が発出されておりますので、参考までに送付します。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、既に平成23年3月22日付けで連絡しているとおり、当課としても、このような対応は適当と考えております。

被災地教育委員会においては、今後、学校運営が本格的な復旧に至るまで、学校教育活動の支援のために、当座、他の教育委員会からの短期的な教職員等の派遣が必要となるとも予想されますので、各教育委員会においては、今後とも、職員の派遣について、格別の御支援、御協力をお願いします。

また、既に平成23年3月22日付けで連絡しておりますが、短期的な教職員等の派遣に対応することの可否等について、現時点の各教育委員会の意向を連絡いただきますよう、引き続き、御対応方よろしくお願ひします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会に対する旨を連絡願います。

担当 初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）
電話 03-6734-2588

<参考>

事務連絡
平成23年3月22日

岩手県、宮城県、福島県、仙台市を除く
各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う人的協力について（依頼）

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う人的協力については、各教育委員会において積極的に対応していただいているところであり、感謝申し上げます。

被災地教育委員会（現在のところ岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会、仙台市教育委員会を想定）においては、今後、学校運営が本格的な復旧に至るまで、学校教育活動の支援のために、当座、他の教育委員会からの短期的な教職員等の派遣が必要となるとも予想されます。

現在のところ、他の教育委員会からの短期的な教職員等の派遣について、被災地教育委員会からは、まだニーズがあるかどうかも見通しが立たないとのことですですが、今後、仮に、被災地教育委員会からの具体的な要望があった場合には、当課が被災地教育委員会と教職員等を派遣する他の教育委員会の窓口となり、被災地教育委員会に問い合わせが重複する等のないよう、情報を整理し、速やかに対応ができるようにするとともに、被災地教育委員会の負担を少しでも軽減したいと考えております。

つきましては、各教育委員会における、短期的な教職員等の派遣に対応することの可否等について、念のため、現時点の各教育委員会の意向をあらかじめ把握しておきたいと考えております。お忙しいところ恐縮ですが、可能な範囲で別添様式に必要事項を記載の上、3月29日（火）中に当課まで電子メールにて御連絡願います。

担当 初等中等教育局初等中等教育企画課（教育公務員係）
電話 03-6734-2588

(別添様式)

教育委員会名

担当課名

担当者名

連絡先（直通）

（1）短期的な教職員等の派遣に対応することの可否について

可能

不可

（2）対応可能である場合の内容について（学校種、職種、人数、期間など）

【留意事項】

※教職員等には教育委員会事務局職員も含めてお考え下さい。また、県費負担教職員についても記載をお願いします。

※本調査は現時点での意向を可能な範囲で記載いただくものであります。実際の派遣の依頼等については、被災地教育委員会の具体的なニーズに応じて御相談させていただきます。

※貴教育委員会が短期的な教職員等の派遣を行う場合には、教職員を職務命令で派遣する取扱い（公務出張）がとられることが適当であると考えており、この場合には、当該派遣に係る費用は、当該教職員等を派遣する教育委員会の負担となることにも御留意ください。

總行公第21号
平成23年3月22日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも支援が必要と思われるところです。

つきましては、各地方公共団体においては、今後とも、職員の派遣について、格別のご支援、ご協力をお願いします。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、当部としても、このような対応は適当と考えております。

また、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費につきましては、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

なお、今後、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第252条の17に規定する職員の派遣によることが適当であると考えておりますので、併せて申し添えます。

あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水
電話 03-5253-5542
FAX 03-5253-5552
e-mail t.osada@soumu.go.jp